

平成30年 第1回

宿毛市議会臨時会会議録

平成30年5月25日開会
平成30年5月25日閉会

宿毛市議会事務局

平成30年第1回宿毛市議会臨時会会議録

目 次

第 1 日 (平成30年5月25日 金曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
事務局職員出席者	1
出席要求による出席者	2
開 会 (午前10時01分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	3
○日程第2 会期の決定	3
○日程第3 議案第1号から議案第6号まで	3
(提案理由の説明)	
市 長	3
質 疑	4
1 川田栄子議員	4
税務課長	5
総務課長	6
川田栄子議員	6
委員会付託省略	6
(議案第1号から議案第3号まで)	
討論・表決	6
(議案第4号から議案第6号まで)	
討論・表決	7
閉 会 (午前11時23分)	
-----・-----・-----	
付 録	
議決結果一覧表	付-1

平成30年
第1回宿毛市議会臨時会会議録第1号

第1日（平成30年5月25日 金曜日）

午前10時 開議

1 議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号から議案第6号まで

議案第 1号 専決処分した事件の承認について

議案第 2号 専決処分した事件の承認について

議案第 3号 専決処分した事件の承認について

議案第 4号 平成30年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 5号 宿毛市庁舎建設審議会条例の制定について

議案第 6号 宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号から議案第6号まで

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有二 君	14番 濱田 陸紀 君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長 朝比奈 淳 司 君

次長兼庶務係長	奈良和美君
兼調査係長	
議事係長	宮本誉子君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市長	中平富宏君
副市長	岩本昌彦君
企画課長	黒田厚君
総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	河原敏郎君
危機管理課長	岩本敬二君
税務課長	児島厚臣君
土木課長	中町真二君
都市建設課長	小島裕史君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	中山佳久君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時01分 開会

○議長（岡崎利久君） これより、平成30年第1回宿毛市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において原田秀明君及び山岡 力君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第8条第1項の規定により、5月10日付をもって、川村三千代君、原田秀明君、山戸 寛君、岡崎利久君、野々下昌文君、松浦英夫君、濱田陸紀君、以上7人を総務文教常任委員に、川田栄子君、山岡 力君、山本 英君、高倉真弓君、山上庄一君、寺田公一君、宮本有二君、以上7人を産業厚生常任委員に、川田栄子君、川村三千代君、原田秀明君、山岡 力君、山本 英君、高倉真弓君、山上庄一君、山戸寛君、岡崎利久君、野々下昌文君、松浦英夫君、寺田公一君、宮本有二君、濱田陸紀君、以上14人を予算決算常任委員に、川村三千代君、山本 英君、山戸 寛君、野々下昌文君、松浦英夫君、寺田公一君、以上6人を議会運営委員に、それぞれ指名いたしました。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長が選任されていますので、この際、

事務局長から報告いただきます。

事務局長。

○事務局長（朝比奈淳司君） 各常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長を報告いたします。

総務文教常任委員会委員長 野々下昌文君、副委員長 原田秀明君。

産業厚生常任委員会委員長、山本 英君、副委員長、山岡 力君。

予算決算常任委員会委員長、松浦英夫君、副委員長、川村三千代君。

議会運営委員会委員長、寺田公一君、副委員長、川村三千代君。以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 地方自治法第180条第2項の規定による市長の専決処分の報告につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3「議案第1号から議案第6号まで」の6議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君） 皆様、おはようございます。

本日は、平成30年第1回宿毛市議会臨時会に御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、先日から宿毛市にフィールドトリップとして来ていただいております中国からの留学生、早稲田大学の留学生の方々が傍聴に来ていただいております。

そんな中で、本日は臨時議会、提案理由の説明をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、御提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第1号から議案第3号までは、いずれも地方自治法第179条第1項の規定に基づき、

専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

順を追って御説明申し上げます。

議案第1号は、平成29年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

内容につきましては、地方債の変更等により、緊急に予算補正をする必要が生じたので、総額で169万2,000円の減額について専決処分したものでございます。

議案第2号は、宿毛市税条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、宿毛市税条例の一部を改正する必要が生じたので、同日付で専決処分したものでございます。

議案第3号は、宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成30年3月31日に公布されたことに伴い、宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、同日付で専決処分したものでございます。

議案第4号から議案第6号までは、庁舎建設に関する内容でございます。

現在、庁内において新庁舎建設についての検討を行っておりますが、このたび、今後の議論のたたき台としていただくための建設候補地の素案を取りまとめいたしました。

今後想定しておりますスケジュールとしましては、庁舎建設に関して必要な事項を審議していただく審議会を設置し、6月上旬に1回目の審議会を開催したいと考えております。

以上を踏まえまして、議案の内容を御説明いたします。

議案第4号は、庁舎建設審議会委員の報酬や旅費を計上した、平成30年度宿毛市一般会計

補正予算についてでございます。

議案第5号は、庁舎建設審議会を設置するための、宿毛市庁舎建設審議会条例の制定についてでございます。

議案第6号は、庁舎建設審議会委員の報酬及び費用弁償について定めるための、宿毛市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

以上が、御提案申し上げました議案の内容です。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（岡崎利久君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

1番、川田栄子君。

○1番（川田栄子君） おはようございます。

1番、質疑をさせていただきます。

議案第2号「宿毛市税条例の一部を改正する条例について」伺います。

上位法の改正に伴うものであろうと思われま

す。議案第2号については、言葉の置きかえや条項が少しずつずれていくとなっているわけですが、国の準則に従って、適切な条例改正になっていると思われま

す。議案第3号は、国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

1号と同じく、国の準則に従うもので、綱紀や介護保険等の医療部分の限度額の上限にあわ

せた改正によって、住民への影響の状況をお伺いいたします。

議案第5号は、宿毛市庁舎建設審議会条例について、お尋ねします。

審議委員を10人以内となっていますが、県内市町村に伺ってみますと、耐震の関係からも、工科大教授、国、県、市の職員と、また社会福祉協議会や民生委員、各種団体、住民代表、特に女性を入れたと、ある市町村関係者は言っております。

これからすると、中土佐町では15名、香南市では20名、安芸市では18名など構成しておりますけれども、宿毛市の10名以内では、ちょっと少ないような気もいたしますけれども、市長はどのような想定を考えておられるのか、お伺いいたします。

議案第6号、宿毛市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、お伺いいたします。

ただし、市長が特に必要と認める場合は、1万5,000円を上限として、加算することができるものとありますが、それはどのようなものと考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 税務課長。

○税務課長（児島厚臣君） おはようございます。税務課長、川田議員の質疑にお答えをいたします。

まず、議案第2号でございます。

宿毛市税条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、質問にもございました上位法でございます、地方税法等の一部を改正する法律、本年3月31日に公布をされました。質問にもございましたとおり、条番号、項番号の改正及び、長々とありますけれども、字句の改正が主となっております。それに伴いまして、宿毛市税条例、必要な部分を改正するものでございます。

税条例の改正につきましては、直ちに宿毛市民へ影響を与えるものではございません。

議案第3号になります。宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。これにつきましても、毎年、同様の改正が行われておりますけれども、今回、同じく地方税法施行令の一部を改正する政令が、同日3月31日に公布をされました。

その中で、まず、被保険者間の公平性の確保ということを目的としまして、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税の限度額を、54万円から4万円の引き上げが、政令によって示されたところでございます。

続いて、逆に低所得者の負担軽減を図ることを目的として、軽減措置というのは、7割軽減、5割軽減、2割軽減とございますけれども、今回は5割軽減の分を27万円から、5,000円ですけれども、被保険者の所得判定の額を上げております。2割軽減については、49万円から1万円上げて、50万円に引き上げたものになっております。

まず、限度額54万円から上げた分につきましては、影響ということですが、おおむね20名程度はこれに、引き上げの対象になるのではないかと考えております。

負担軽減の分ですけれども、5割軽減については、五、六名程度、10名弱の方が、新たに5割軽減になる。

2割軽減についても、10名程度と想定をしております。

限度額については、厳しい財政状況等々もありまして、所得に応じて応分の負担をお願いしようとするものです。

低所得者についても、そういったことで、若干の負担軽減を図ることとしております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） 総務課長、川田議員の質疑にお答えします。

庁舎建設審議会の委員、10人以内という数の根拠についての御質問であろうかと思えます。

特に、10人という数字に明確な根拠があるわけではございません。何名が適当かという問題は、個々人の受けとめ方や、思いによっても違ってくものと考えますが、現在、宿毛市で条例化をされております審議会の委員数は、大半が10人程度となっております。

本審議会においても、同数程度が適当と考え、10人以内としたものでございます。

香南市が20名ということでしたが、事務局を除いても、香南市の中には管理職員等の方も入っております、職員を除くと、香南市も14名ということで、安芸市についても、第2回の新庁舎建設の検討委員会については7名という体制ですので、人数的には、それほど大きな隔りがあるものではないのではないかと考えております。

それと、女性の率についてということですが、市内の団体の代表される方によっても、影響が出てくると思いますので、全く女性の方はいないということではないですが、その辺は、代表される方の、男性、女性ということの影響が出てくるものとは思いますが。

報酬の関係で、ただし市長が特に必要と認める場合は、ということについての御質問です。

今回、ただし書きで、市長が特に必要と認める場合は、1万5,000円を上限として加算することができるものとする、とありますのは、具体的には、弁護士や大学教授などの専門知識を有する方を想定をしております。

今回、弁護士の方については、想定はしておりませんが、弁護士や大学教授などの学識経験者等に支払う報酬が、これまでにも現状にそぐわないとの議論がありまして、今回の庁舎建設

審議会条例の制定を機に、他市町村の状況も調査した上で、最高で1万5,000円までの報酬を加算することができるように改正をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 以上で終わります。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前11時22分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案6件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号から議案第6号まで」の6議案は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより「議案第1号から議案第3号まで」の3議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第1号から議案第3号まで」の3議案は、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号から議案第3号まで」の3議案は、これを承認することに決しました。

これより、「議案第4号から議案第6号まで」の3議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第4号から議案第6号まで」の3議案を一括採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(岡崎利久君) 全員起立であります。

よって「議案第4号から議案第6号まで」の3議案は、原案のとおり可決されました。

以上で、今期臨時会の日程は全て議了いたしました。

これにて、平成30年第1回宿毛市議会臨時会を閉会いたします。

午前11時23分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 岡崎利久

議員 原田秀明

議員 山岡力

平成30年第1回宿毛市議会臨時会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	専決処分した事件の承認について	5月25日	承 認
第 2 号	専決処分した事件の承認について	5月25日	承 認
第 3 号	専決処分した事件の承認について	5月25日	承 認
第 4 号	平成30年度宿毛市一般会計補正予算について	5月25日	原案可決
第 5 号	宿毛市庁舎建設審議会条例の制定について	5月25日	原案可決
第 6 号	宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	5月25日	原案可決